

募集分野に必要な職業訓練指導員免許について

1 募集分野に必要な職業訓練指導員免許

表. 募集分野に必要な職業訓練指導員免許の職種

募集分野	職業訓練指導員免許の職種
①機械	機械科、メカトロニクス科、塑性加工科、プラスチック製品科
②溶接	溶接科、構造物鉄工科、塑性加工科
③電気	電気科、電気工事科、メカトロニクス科、発電電科、送配電科、電気通信科
④電子情報	電子科、メカトロニクス科、コンピュータ制御科、電気通信科、情報処理科
⑤建築	建築科、建設科、枠組壁建築科、インテリア科、床仕上げ科
⑥ビル管理	冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、建築物設備管理科、ボイラー科、建築物衛生管理科
⑦港湾物流	貿易事務科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科
⑧機械運転（港湾荷役運搬機械運転又は建設機械運転）	クレーン科、建設機械科、建設機械運転科、港湾荷役科、フォークリフト科、機械科、土木科
⑨航空機整備	航空機整備科
⑩接客サービス	ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、流通ビジネス科、事務科、情報処理科

※ 募集分野⑦、⑨、⑩の募集対象は、経験者（実務経験 10 年以上）のみです。

※ 自己紹介書の「資格、免許」の欄に取得又は取得見込みの免許職種名を必ず記入してください。なお、取得見込みの職業訓練指導員免許については「取得にあたって申請する都道府県名、取得予定時期及び取得方法、免許職種」を明記してください。

※ 免許取得には様々な方法があります。下記2の「職業訓練指導員免許の取得方法等」をご参照ください。

2 職業訓練指導員免許の取得方法等

(1) 職業訓練指導員免許とは

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業訓練施設（当機構・都道府県が職業訓練を行うために設置した施設）及び認定職業訓練施設（事業主等が職業訓練を行うために設置した施設）で訓練指導に当たる者を職業訓練指導員といい、これらの施設で訓練を担当する指導員は、原則として「職業訓練指導員免許」を必要とします。

(2) 指導員免許の取得方法

次のイ～ハの取得方法があります。免許は申請した都道府県から交付されます。

- イ 職業訓練指導員試験の合格
- 職業訓練指導員講習（48時間講習）の受講
- ハ 高等学校の教員の普通免許状による申請等

イ 職業訓練指導員試験

- 職業訓練指導員試験は、職業訓練指導員免許を取得するための試験で、各都道府県が実施しています（現住所以外の都道府県での受験も可能です）。
- 試験実施職種は各都道府県で異なります（毎年実施、隔年実施、実施なし等）。
- 受験資格等は、別表1及び別表2をご参照ください。
- 詳しくは、各都道府県的能力開発主管部へお問い合わせください。

□ 職業訓練指導員講習（48時間講習）

- 職業訓練指導員講習は、職業訓練指導員免許の取得を希望する方のための6日間（計48時間）の講習で、各都道府県の職業能力開発協会が実施しています（現住所以外の都道府県での受講も可能です）。
- 講習内容は、職業訓練原理、教科指導法、労働安全衛生、訓練生の心理、生活指導、関係法規、事例研究、確認テストです。
- 受講資格等は、別表3及び別表4をご参照ください。
- 受講資格の有無は、受講する職業能力開発協会のある都道府県で判断されますので、まずは当該都道府県へお問い合わせください。
- 講習日程、内容等は、当該都道府県の職業能力開発協会にお問い合わせください。

ハ 高等学校の教員の普通免許状による申請等

- 下記の学歴・資格を有する場合は、申請により指導員免許を受けることができます。
 - ① 大学等で免許職種に関する科目を履修し、高等学校の教員の普通免許状を所持している者（〇〇工業、〇〇工業実習、〇〇商業、〇〇商業実習）。なお、この方法による指導員免許の申請を希望される方は、事前に各都道府県に申請の可否を確認する必要があります。
 - ② 職業能力開発総合大学校（旧職業能力開発大学校、旧職業訓練大学校を含む）の長期課程の指導員訓練を修了した者。

別表1【職業訓練指導員試験の受験資格及び免除範囲】

受験資格		実務 経験 年数 受験 に 必要 な	免除範囲			
			実技	学 科		
				指 導 方 法	系 基 礎	専 攻
職業能力開発促進法 によるもの	長期課程の指導員訓練修了者（他職種を受験の場合）	1年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者	1年				
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者	0年			○	○
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者	1年			○	○
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者	2年				
	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練修了者	3年				
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了者	3年				
学校教育法によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	1年			○	○
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年				
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年			○	○
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3年				
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業者	5年				
	実務経験者のみの者	8年				
	厚生労働大臣 指定校 厚生労働大臣	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制 3年制	3年 2年		
	高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年制 3年制	4年 3年			
技能検定 合格者	免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者（別表4参照）	0年	○		○	○
	免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路」「バルコニー施工」合格者	0年				
	免許職種に関し技能検定2級合格者	0年	○			
指導員免許の一部合格者	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	—	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（指導方法）に合格した者	—		○		
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者	—			○	
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち専攻学科）に合格した者	—				○
	職業訓練指導員試験において他科の学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者（当該職業訓練指導員試験に関わる系基礎学科のみ）	—			○	
	他の職種の職業訓練指導員免許を有する者	—		○		
その他	他の法令により受験資格を有する者（別表2参照）	0年	別表2参照			

○印は免除される範囲を示します。「電子回路接続」「バルコニー施工」は除きます。

別表2「職業訓練指導員試験の他の法令による受験資格及び免除範囲」

(実務経験年数の必要はありません。)

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実技試験	学科試験 (関連学科)
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー溶接士免許を有する者	特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法	第一、第二又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	第一種冷凍機械責任者の免状を有する者	×	○
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則・電気事業法施行規則	特級又は一級ボイラー技士の免許を有する者、ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	特級ボイラー技士の免許を有する者又はボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(熱分野)の免状を有する者(熱絶縁科の項参照)	熱管理士の免状(熱分野)を有する者	×	○
電気科		第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	×	○
	昭和五十四年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電気機器国家試験の合格証を有する者	電気機器国家試験の合格証を有する者	×	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(電気分野)を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	エネルギー管理士免状(電気分野)を有する者	×	○
電気工事科	電気事業法施行規則	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	×	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(電機分野)を有する者(電機科の項参照)	エネルギー管理士免状(電機分野)を有する者	×	○

	建設業法施行令	電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する者		×	×
	電気工事法	第一種電気工事士の免状を有する者	第一種電気工事士の免状を有する者	実技試験の電気工事のみ	×
電子科	電波法	第一又は第二級陸上無線技術士, 若しくは第一又は第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○
	昭和四十八年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電子機器国家試験の合格証を有する者	電子機器国家試験の合格証を有する者	×	○
建築科	建築士法	一級又は二級建築士の免許を有する者	一級建築士の免許を有する者	×	○
情報処理科	情報処理技術者試験規則	システム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	システム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験の合格証書を有する者	×	○
	平成六年の省令改正前の情報処理技術者試験規則	情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	×	○
事務科	公認会計士法, 税理士法	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○
	商工会議所法	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記	学科試験のうち簿記

この表は、職業能力開発促進法施行規則別表第11の3における関連免許職種の抜粋で、実技試験及び学科試験のうち関連学科（系基礎学科、専攻学科）が免除されるものを掲載しています。

(注)○印は免除される範囲を示します

別表3 「職業訓練指導員講習（48時間講習）の受講条件」

番号	区分	実務経験年数
1	1 級技能士又は単一等級の技能検定合格者（別表4を参照） （ただし、バルコニー施工・電子回路接続を除く）	0
2	大学を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
3	外国の大学を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
4	短期大学・高等専門学校を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	4
5	高校を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	7
6	応用課程の高度職業訓練に関し、技能照査に合格した者	1
7	専門課程の高度職業訓練に関し、技能照査に合格した者	3
8	専門課程の高度職業訓練修了者	4
9	普通課程の普通職業訓練について技能照査に合格した者	6
10	普通課程の普通職業訓練修了者	7
11	短期課程の普通職業訓練（職業転換課程含む）修了者（700時間以上）	10
12	専修訓練課程普通職業訓練修了者（昭和53年改正後）	10
13	旧法の認定職業訓練（3年）又は改正前の労基法による技能者養成修了者	7
14	旧法の職業訓練（2年及び3600時間）又は認定職業訓練（2年）修了者	8
15	旧法の職業訓練（1年及び1800時間）又は公共職業補導所 （1年及び1824時間）修了者	10
16	旧法の施行前に失業保険法の施設において行われた職業訓練 （1年及び1824時間）修了者	10
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0
18	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6
21	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7
22	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	10

(注1) 上記区分の職業訓練修了者及び学校教育法による学校の卒業者は、それぞれ指導員の免許職種に関する訓練科又は学科を修了した者に限ります。

(注2) 上記実務経験年数は、学校卒業後又は訓練終了後に必要な年数です。また、その実務経験年数は、免許科目に関する実務経験年数に限ります。

別表4 「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

(職業能力開発促進法施行規則別表第11の2)より関連免許職種を抜粋

免許職種	技能検定職種
機械科	機械加工, 工業彫刻, 非接触除去加工, 金型製作, 仕上げ, 切削工具研削, 機械検査, 油圧装置調整, テクニカルイラストレーション, 機械・プラント製図, 機械保全
塑性加工科	金属プレス加工, 建築板金, 工場板金, 鉄工
構造物鉄工科	鉄工
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
配管科	配管, 浴槽設備施工
住宅設備機器科	
建築物設備管理科	ビル設備管理
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
電気科	電気機器組立て, 自動販売機調整, 電気製図, シーケンス制御
電子科	電子機器組立て, 自動販売機調整, 電子回路接続, 半導体製品製造
メカトロニクス科	電子機器組立て, シーケンス制御
建築科	建築大工, 枠組壁建築, サッシ施工, 建築図面製作, バルコニー施工
建設科	型枠施工, 鉄筋施工, コンクリート圧送施工